

医療機関等の受診には、 ぜひマイナンバーカードをご利用ください

マイナンバーカードで受診するメリット

1 初診時等の 窓口負担が低くなる

組合員証等で受診した場合と比べて、初診料及び再診料が下がります。

2 データに基づく最適な 医療が受けられる

薬剤情報等の提供に同意をすると、過去に処方されたお薬の情報が医師・薬剤師で共有されます。

3 手続きなしで高額医療費の 限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証がなくても、高額医療費の限度額を超える支払いが免除されます。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

受付時間 (年末年始を除く)

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

上記記事に関するお問い合わせは

保健課

☎028-615-7816

共済だより 2024.1 No.350

07